

9欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十六(九) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資	特別償却に関する規定の該当条項	1	第	第	第	第	第	第	計
種	類	2	第	第	第	第	第	第	
産	構造・区分・設備の種類	3	第	第	第	第	第	第	
区	細目	4	第	第	第	第	第	第	
分	事業の用に供した年月日	5	平	.	.	平	.	.	平
	耐用年数	6			年			年	年
当	期積立額	7			円			円	円
当	期の特	8							
期積	立限度額	9							
立限	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	10							
度額	積立限度額 (8)+(9)	10							
差	積立限度超過額 (7)-(10)	11							
引	積立不足額	12							
	割増償却の場合 (8)-(7)	13							
	初年度特別償却の場合 (8)-(7)-(9) (7)-(9)≦0の場合は(8)	14							
積	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)-(7)	14							
立	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15							
不	差引翌期への繰越額 (14)-(15)	16							
足	翌期額当	17							
額	期 (12)又は(13)	18							
	計 (17)+(18)	19							
当	期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)	20							
合	併等特別償却準備金積立不足額 (8)-(7)	21							
翌	積立事業年度	22	平	.	.	平	.	.	平
期	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	平	.	.	平	.	.	平
繰	期首特別償却準備金の金額	24			円			円	円
越	均等益金算入による場合 (23)× $\frac{1}{84,60}$ 又は(耐用年数×12)	25							(24)の計+(23)の計
額	同上以外の場合による益金算入額	26							(25)の計+(26)の計
の	合計 (25)+(26)	27							(24)の計+(27)の計
計	算入額	28							
算	期末特別償却準備金の金額 (24)-(27)	29							

P73~P77参照

P77~P81参照

平成13年改正法附則第20条の規定の適用を受ける場合の益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (30)-(31)-(32)
	29		30	均等取崩しによる場合 (29)× $\frac{1}{84}$	
・	円	円	円	円	円
・					円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
計					

○ 別表十六（九）「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の10第1項第1号）	10015	「9」の欄の金額（区分ごとの合計）※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の10第1項第2号）	10019	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の10第1項第3号）	10023	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の10第1項第4号）	10027	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の11第1項（第42条の6第1項第1号））	10032	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号））	10035	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号））	10038	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号））	10041	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の12第1項第1号）	10046	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」（第68条の12第1項第2号）	10049	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」(第68条の12第1項第3号)	10052	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」(第68条の12第1項第4号)	10055	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」(第68条の12第1項第5号)	10058	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」(第68条の12第1項第6号)	10061	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」(第68条の12第1項第7号)	10064	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」(第68条の12第1項第8号)	10067	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10083	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10088	
船舶の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10091	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10094	
地震防災対策用資産の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10097	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10100	
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」(第68条の21第1項)	10103	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 21 第 2 項)	10106	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 21 第 3 項)	10109	
共同利用施設の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10112	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10115	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 27 第 1 項(第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ))	10118	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 27 第 1 項(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ロ))	10121	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 27 第 1 項(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ))	10124	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 27 第 1 項(第 45 条第 1 項の表の第 1 号ニ))	10127	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10130	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10133	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10136	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 1 項第 1 号)	10139	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 1 項第 2 号)	10142	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 1 項第 3 号)	10145	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 2 項)	10148	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 29 第 3 項)	10151	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10154	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 1 項)	10157	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 2 項の表の第 1 号)	10160	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 2 項の表の第 2 号)	10163	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 2 項の表の第 3 号)	10166	
	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」(第 68 条の 31 第 2 項の表の第 4 号)	10169	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10172	「9」の欄の金額（区分ごとの合計）※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額の合計を控除した金額
事業所内託児施設等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10175	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10178	
特定再開発建築物等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10181	
倉庫用建物等の割増償却	「第 68 条の 41 第 2 項」、「第 3 項」又は「第 12 項」	10184	

○ 別表十六（九）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 10 第 1 項第 1 号）	10014	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 10 第 1 項第 2 号）	10018	
	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 10 第 1 項第 3 号）	10022	
	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 10 第 1 項第 4 号）	10026	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 11 第 1 項（第 42 条の 6 第 1 項第 1 号））	10031	
	「第 68 条の 41 第 1 項」又は「第 11 項」（第 68 条の 11 第 1 項（第 42 条の 6 第 1 項第 2 号））	10034	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
中小連結法人が機械等を取 得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の11第1項(第 42条の6第1項第3号))	10037	「20」の欄の金額(区 分ごとの合計)
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の11第1項(第 42条の6第1項第4号))	10040	
事業基盤強化設備等を取 得した場合等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 1号)	10045	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 2号)	10048	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 3号)	10051	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 4号)	10054	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 5号)	10057	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 6号)	10060	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 7号)	10063	
	「第68条の41第1項」又は「第 11項」(第68条の12第1項第 8号)	10066	
沖縄の特定中小連結法人が 経営革新設備等を取 得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第 11項」	10082	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第 11項」	10087	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
船舶の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10090	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10093	
地震防災対策用資産の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10099	
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の21第1項）	10102	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の21第2項）	10105	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の21第3項）	10108	
共同利用施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10111	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10114	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号イ））	10117	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ロ））	10120	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ハ））	10123	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ニ））	10126	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10129	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10132	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10135	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第1項第1号）	10138	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第1項第2号）	10141	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第1項第3号）	10144	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第2項）	10147	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の29第3項）	10150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の31第1項）	10156	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の31第2項の表の第1号）	10159	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の31第2項の表の第2号）	10162	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」（第68条の31第2項の表の第3号）	10165	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第1項」又は「第11項」(第68条の31第2項の表の第4号)	10168	「20」の欄の金額(区分ごとの合計)
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10171	
事業所内託児施設の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10174	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10177	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10180	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10183	